

大磯町まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章～第4章 省略 第5章 秩序あるまちづくり</p> <p>第33条 省略 (手続の除外項目)</p> <p>第34条 条例第18条第8項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第14条第1号並びに第2号イ及びロに定める軽易な変更事項を都市計画として定めるときの当該都市計画 (4)・(5) 省略</p> <p>第34条の2～第36条 省略 第6章 省略 第7章 開発事業の基準</p> <p>第57条 省略 (公共施設等に関する事項)</p> <p>第58条 条例第44条第1項第2号に規定する公共施設等に関する事項は、次に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の整備 ア 公園等の設置 事業者は、条例第48条が適用される開発事業以外の開発事業で住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)の建築(新築に限る。)の用に供する目的で開発事業を行うときは、次に定めるところにより、公園等を設置しなければならない。 設置する公園及び広場の面積には、急傾斜地、整地造成のために生ずる法面及び狭小不整形な未利用地の面積は算入しない。 (ア) 開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合 次に定めるところにより公園等を設置しなければならない。 a・b 省略</p>	<p>目次 省略 第1章～第4章 省略 第5章 秩序あるまちづくり</p> <p>第33条 省略 (手続の除外項目)</p> <p>第34条 条例第18条第8項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条第1号並びに第2号イ及びロに定める軽易な変更事項を都市計画として定めるときの当該都市計画 (4)・(5) 省略</p> <p>第34条の2～第36条 省略 第6章 省略 第7章 開発事業の基準</p> <p>第57条 省略 (公共施設等に関する事項)</p> <p>第58条 条例第44条第1項第2号に規定する公共施設等に関する事項は、次に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の整備 ア 公園等の設置 事業者は、条例第48条が適用される開発事業以外の開発事業で住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)の建築(新築に限る。)の用に供する目的で開発事業を行うときは、次に定めるところにより、公園等を設置しなければならない。 設置する公園及び広場の面積には、急傾斜地、整地造成のために生ずる法面及び狭小不整形な未利用地の面積は算入しない。 (ア) 開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合 次に定めるところにより公園等を設置しなければならない。 a・b 省略 c aの規定により算出した公園等の面積が180平方メートル未満の場合には、aの公園等の設置に代え、別に定める基準により金</p>

改正案	現行
<p>(イ)・(ウ) 省略 イ 省略 (3)～(7) 省略 第59条～第62条 省略 (文化財の保護に関する事項) 第63条 条例第44条第1項第7号に規定する文化財の保護に関する事項は、次に定めるところによる。 (1) 事業者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内又はその隣接地において開発事業を行うときは、町教育委員会と協議しなければならない。 (2) 省略 第64条～第66条 省略 第8章・第9章 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この規則の施行の日前に大磯町まちづくり条例(平成13年大磯町条例第31号)第37条第1項の規定により審査結果通知書が事業者に交付され、又は同条例第40条第4項の規定により準用する同条例第37条第1項の規定により再審査結果通知書が事業者に交付された開発事業については、改正後の第58条第2号ア(ア)の規定は適用せず、なお従前の例による。</p> <p>別表第1～別表第2 省略 第1号様式～第57号様式 省略</p>	<p><u>銭をもって提供するものとする。</u> (イ)・(ウ) 省略 イ 省略 (3)～(7) 省略 第59条～第62条 省略 (文化財の保護に関する事項) 第63条 条例第44条第1項第7号に規定する文化財の保護に関する事項は、次に定めるところによる。 (1) 事業者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条の2に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内又はその隣接地において開発事業を行うときは、町教育委員会と協議しなければならない。 (2) 省略 第64条～第66条 省略 第8章・第9章 省略</p> <p>別表第1～別表第2 省略 第1号様式～第57号様式 省略</p>